

放射能への対応のガイドライン 【青果物】

2011年3月の原発事故により、食品衛生法において放射性物質の暫定規制値が設定されました。それに伴い、「JGAP 農場用 管理点と適合基準」の中でも、《放射性物質》を危害要因として新たに位置づけ、対策を行います。下記が該当する管理点であり、今後のJGAPの取り組みおよび審査ではこれらも考慮します。行政より新しい法令、通知等が出されたり、新たな知見が確認された場合、本ガイドラインの変更がなされる場合があります。

今後のJGAP基準の改訂の際には、《放射性物質》の対策のための管理点が設定される予定です。新版の発効までは、このガイドラインを基に対応してください。

(1) 収穫時のリスク管理

収穫する農産物に放射性物質が基準値以上残留していないか、放射性物質を検討すべき危害要因に加えます。生産者としてもアンテナを高くして、行政の発する情報を適切に把握して、その指示に従って行動することが問われます。

・青果物 2010 7.2 (収穫・輸送に関わる衛生管理 (圃場における出荷用包装を含む))

まず、自分の圃場と生産している作物が、放射性物質のリスクを検討しなければならない地域かどうかを検討します。

検討するためには、まずは行政の実施した検査結果の確認が有効です。検査結果の入手方法は下記を参考にしてください。行政の検査結果は、作物の検査結果と土壌の検査結果の2種類があります。土壌の放射性物質が作物より高濃度な場合、収穫物に土が必要以上に付着することを防ぐ対策を考えます。

* 食品中の放射性物質に関する検査は、原子力災害対策本部が定めた「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」を踏まえた「地方自治体における検査計画」に基づき、実施されています。全国の検査結果は、以下の厚生労働省のHPで確認できます。

http://www.maff.go.jp/noutiku_eikyo/mhlw3.html

※自主検査で絞り込んで実施した結果の方が“地域”の検査結果より信頼性が高くなりますが、検査方法については国で定めた方法がありますので検査方法自体の信頼性に注意して下さい。

【食品関係情報】食品中の放射性物質の試験法について

http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/dl/shikenhou_120316.pdf

なお、「日本 GAP 協会 放射能検査プログラム」に参加することで、自分の農場の検査

データを入手することができます。このデータを用いてリスクを検討することも有効です。

行政の検査の結果、基準値を超過した地域は出荷制限がかかります。そうになると収穫しても出荷できません。それらの農産物の取扱いやその後の圃場管理も行政の指示に従います。これは、以下の農林水産省の HP で確認できます。

http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/s_seisan.html

出荷制限になった場合、その後の処置（廃棄、圃場管理等）を毎日の作業日誌に記録します。（各管理点の記録の部分）廃棄量や作業時間等を記録しておく、賠償請求の時に活用できます。

（２）基準値超過の農産物を出荷してしまった場合

・青果物 2010 3.4（商品の苦情および商品の回収）

- ① 商品に関する苦情及び異常発生時の管理手順に放射性物質の暫定規制値超過の場合の手順を加えます。
- ② 実際に暫定規制値超過した農産物を出荷していた場合、①の管理手順に従い、商品の回収を行います。
- ③ 商品回収の対応内容を記録しておきます。回収量や回収日時を記録しておく、賠償請求の時に活用できます。

（３）土の管理

放射性物質のうち、半減期の長い放射性セシウム等については、土壌や水などに対して継続して監視し対応することが必要となります。土壌等からの移行係数を把握した作付けや、放射性物質が残留しにくい土壌改良技術を導入する等が対策としてあり得ます。これらは、農林水産省の以下の HP で確認できます。

http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/s_seisan.html

・青果物 2010 4.1.1（土の管理）

まず、自分の圃場が作付け制限地域か、作付け予定の品目が出荷制限品目かどうかを確認します。前記に該当する場合は県の指示に従います。それ以外の場所でも、放射線量が心配される場合は、土壌の放射性物質の検査を行います。検査結果の数値が高い場合は県に相談します。

また、「日本 GAP 協会 放射能検査プログラム」では全圃場のスクリーニング検査を行い、その結果を基に危険性が高いと考えられる圃場の土壌の核種分析検査を行います。こ

の核種分析結果と移行係数から作付けの可否を判断することが可能です。

(4) 水の管理

・青果物 2010 4.2.1 (栽培中に使用する水の管理)、4.3.1 (収穫後の農産物に対し使用する水)、E4.2.3 (スプラウト類の使用水)、 F4.6.1 (きのこ施設の消毒剤に使用する水)、 F4.6.4 (きのこ類の培地や栽培容器の消毒剤に使用する水)

使用する水については、文部科学省が公表している「放射線モニタリング情報」が参考になります。

河川、水源地、湖沼等：<http://radioactivity.mext.go.jp/ja/list/119/list-1.html>

上水：<http://radioactivity.mext.go.jp/ja/list/194/list-1.html>

尚、スプラウトに要求される“飲用適の水”の水を使用する場合は、食品衛生法の飲用水に対する基準を適用させる必要があります。

http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/dl/tuuchi_120316.pdf

(5) 肥料等の管理

・青果物 2010 5.1.6 5.1.7 (肥料等の安全性)

肥料等、特に堆肥について、放射性セシウムを高濃度に含む原料を用いた堆肥が問題となっています。そのため肥料・土壌改良資材・培土中の放射性セシウムの暫定許容値が農林水産省によって示され、肥料・土壌改良資材・培土中に含まれることが許容される最大値は、400 ベクレル/kg (製品重量) となっています。

従って、肥料・土壌改良資材・培土を購入・使用する際には販売店やメーカーから証明書を取り寄せるなど、上記の暫定許容値を超えていないことを確認してください。

ただし、農水省の通達では例外として

- 1) 農地で生産された農産物の全部又は一部を当該農地に還元施用する場合
- 2) 畜産農家が飼料を自給生産する草地・飼料畑等において自らの畜産経営から生じる家畜排せつ物又はそれを原料とする堆肥を還元施用する場合
- 3) 畜産農家に供給する飼料を生産している農家等が、当該飼料を生産する草地・飼料畑等において、当該飼料の供給先の畜産経営から生じる家畜排せつ物又はそれを原料とする堆肥を還元施用する場合

においては、この限りでないとされています。

肥料・土壌改良資材・培土中の放射性セシウムの暫定許容値についてはこちらをご覧ください。

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/soumu/saigai/shizai.html>

2011年10月7日には農林水産省より「土壌改良資材として利用される木炭・木酢液中の放射性セシウム測定の扱いについて」という通知が出されました。

内容としては、土壌改良資材として利用される木炭・木酢液について、放射性セシウムの暫定許容値(400ベクレル/kg)を超えるものが利用されることのないよう、適切な検査が行われることを求めています。

木炭・木酢液はJGAPにおいて肥料等にあたります。木炭・木酢液を購入・使用する場合、販売店やメーカーから証明書を取り寄せるなど、上記の暫定許容値を超えていないことを確認してください。

http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/hozen_type/h_dozyo/mokutan_kensa.html

(6) きのご類の使用資材の管理

・青果物 2010 F4.6.2 (きのご類の使用資材の安全性を確認している)

林野庁から、きのご原木及び菌床用培地の当面の指標値が発表されました。当面の指標値(放射性セシウムの濃度の最大値)として、きのご原木は50ベクレル/kg(乾重量)、菌床用培地(おが粉等に栄養材として米ぬか等を加えたもの)及び菌床は200ベクレル/kg(乾重量)となっています。

きのご原木及び菌床用培地を購入・使用する場合、販売店やメーカーから証明書を取り寄せるなど、上記の暫定許容値を超えていないことを確認してください。

自ら生産したきのご原木及び菌床用培地を使用する場合、放射能検査を行うなど指標値を超過していないことを確認する、あるいは都道府県と相談し、その指示に従う必要があります。

<http://www.rinya.maff.go.jp/j/tokuyou/shiitake/sihyouti.html>

その他放射能の対策に関しては日本GAP協会が発行している放射能問題・風評被害対策アドバイスペーパーも参考にしてください。

http://jgap.jp/JGAP_News/shien_campaign.html#taisaku